

第5編 復旧等

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 県の地域特性	
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 県対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 交通規制	
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧	150
	第2章 武力攻撃災害の復旧	152
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	153
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、公共・公用施設所管課、交通対策課、環境政策課、林業政策課、森林整備課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、陸上自衛隊、独立行政法人水資源機構、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。その際には、応急復旧に関する事業計画を速やかに作成し、迅速に実施するよう努める。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。その際には、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

(2) 市町及び指定地方公共機関等に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関等から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、速やかに所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、県内の地域特性を考慮しながら広域的な避難住民の運送等を行う輸送路（道路網、鉄道網、空港、港湾）を優先的に確保するための応急の復旧措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾及び漁港について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧措置を講ずる。その際には、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行う必要があるため、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、公共・公用施設所管課
関係機関	—

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされているため、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、保健福祉課、医療対策課、用地課
関係機関	独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされているため、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところによるものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第6編 緊急対処事態への対処

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等
	第2章 国民保護措置に関する基本方針
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
	第4章 県の地域特性が国民保護措置に及ぼす影響
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え
	第4章 生活関連等施設の把握等
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備
	第6章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
	第2章 県対策本部の設置等
	第3章 関係機関相互の連携
	第4章 警報及び避難の指示等
	第5章 救援
	第6章 安否情報の収集・提供
	第7章 武力攻撃災害への対処
	第8章 被災情報の収集及び報告
	第9章 保健衛生の確保その他の措置
	第10章 国民生活の安定に関する措置
	第11章 交通規制
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方
	第2章 平素からの備えや予防
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧
	第2章 武力攻撃災害の復旧
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるものとする。

1 基本的考え方

県は、緊急対処事態としては、基本的に武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1に掲げる武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。